

賛助会員になって支えて下さい

かわさき障がい者権利擁護センターは川崎市内の「親の会」5 団体が自主的に集まって作られた団体です。

川崎市には障がい者の権利を専門的に擁護するセンターがありませんでした。

特に「親亡き後」については各団体でも共通の課題でした。

そこで、「親亡き後」の問題は、親がいるうちに解決する問題として、他人や行政にお任せするだけでなく、私たち自身が、この川崎でいつまでも安心して暮らせるように、障がい者の人権は活動を通して進めなくてはならないと決意しました。

そのひとつとして「後見人制度」の利用を通して障がい者の権利を守っていく活動を始めました。

「後見人制度」自体まだまだ普及していない状況とその問題点を川崎市全体でアンケートを実施し明らかにしながら、実際に後見人制度を私たちの法人が受け、進めています。

また、こうした私たちの活動に賛同して下さる専門家の方々のお力をお借りしています。

弁護士、司法書士、社会福祉士のアドバイスと、直接、間接の支援を受けながら進めています。

まだ歩き始めたばかりの法人ですが、私たちのような「親の会」が集まって作られた法人は全国的に

も珍しく、それだけに支援して下さる専門家の方々からも期待されています。

しかし、実際の運営については収入が会費と寄付によるものに頼っていますので、大変厳しい運営をしています。

今後、市民後見人の研修や、実際の後見人業務にかかわる事業を進めていく予定です。これから大きな期待がかかる活動を続けていきたいと思っておりますが、今のままでは活動が思うようにできないかもしれません。

私たちのことを、私たち自身で進めていくには多くの理解と協力なしには続けていくことが出来ません。

どうか、私たちの活動を支えて頂き、ともに障がい者にとって、全ての人にとっても人権が尊重され、暮らしやすい川崎にしていきたいと願っています。

賛助会員として私たちの活動を支えて下さるよう、ご理解とご協力をお願いします。

こころより皆様のご支援をお待ちしております。



賛助会員（年会費）

賛助会費（個人）1,000円（一口以上）

賛助会費（団体）3,000円（一口以上）

振込先 川崎信用金庫 平間支店
普通口座 0165964
名称 特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター
理事長 並木 隆

仮称 かわさき権利擁護センター

発行人: 特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター理事長 並木 隆
〒211-0012川崎市川崎区宮前町8-15-パールビル1階
【小山司法書士事務所】内 TEL080-1106-3548
創刊号 2010.11.16

巻頭言 | かわさき権利擁護センターとは | 寄稿文 | 活動報告 | お知らせ | 賛助会員募集

発行にあたって

はじめに、この度特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターとして、発足1年を経過した段階で法人の様々な活動を伝える方法のひとつとして、これまで準備段階よりお世話になりました方へのお礼を含めながら、広報紙を発行する運びとなりました。

一番大切なことは、これまで歩んできたことに加えてこれから展開する事業の内容を、的確に広く情報提供することができれば、この広報紙の使命を果たしてくれたことなると思います。

発刊にあたりまして、一言法人を代表しご挨拶を申し上げます。

この法人は、2007年5月14日に第1回のかわさき障がい者権利擁護センター設立準備会を開催し、川崎市内の五つの親の会が一同に会して法人の趣旨と目的について協議を重ねてまいりました。

その一つに親亡き後も含め、障害を持った者の一生にわたる権利の擁護をするために成年後見制度の利用普及をはかる。

支援体制の組織として親の会の関係者と、専門的な角度から専門家にもこの準備会に入っただき、あらゆる面からどのようにしたらよりよい組織を構築できるかについて検討準備することを目的としました。そののちは会議を重ね、入念に検討を行ってまいりました。

2008年12月17日法人の設立総会開催し、翌年4月6日に念願の特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターが産声を上げました。2009年6月14日川崎市市民ミュージアムおきまして法人設立の記念式典と、大石弁護士を講師にお願いしまして記念講演を開催しました。さらに、6月21日はピアニストの小川典子さんをお招きしま

して、設立ピアノコンサートを式典と同じ川崎市市民ミュージアムおきまして盛会に開催しました。その後につきましては、法人の基盤と事業の方向を定めるのにかなりのエネルギーをかけてまいりましたが、財政と人材の脆弱さから事業の普及発展が鈍くなっているのが現在までの状況です。

これからはその殻を打ち破る事業展開をしなければ、何のために法人を設立させたのか問われることにもなります。それには地域での多くの一般市民に共感を得ながら、労力の支援や協賛金のご理解をお願いしていくには、この広報紙の繋ぐ役目は大きく期待するところです。お蔭様でこの法人を取り囲んでは、設立準備段階より多くの権利擁護に精通された専門家が関わっていただいています、これからも専門家のご指導とご支援を受け続けながら、他に類のない法人へと育ててまいりたいと考えています。最後になりますが、歩みを初めていくからも経っていません、これからも多くの方々のご理解とご支援を受けながら、この法人が障害を持つ方々への大きな支えとなるよう取り組みますので、どうぞご支援をよろしくお願いいたします。



理事長 並木 隆

かわさき障がい者権利擁護センターとは

当センターは、2009年4月に川崎市内の『障害のある子を持つ親の会』5団体と、社会福祉士会、司法書士会、弁護士の協力を得て、障がいがあっても、川崎で安心して暮らせるようにとの願いから設立されました。

まだ、生まれたての団体ですが、地域の皆様の力をお借りして着実に実績を作っていきたいと思っていますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業の内容

後見人に関する相談

差別や権利に関する相談

1. 成年後見人、保佐人、補助人並びに任意後見の相談と事務手続きを行います。
2. 成年後見監督人、保佐人監督人及び補助人監督人並びに任意後見監督人の相談と事務手続きを行います。
3. 知的障害者福祉法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する成年後見の相談と事務手続きを行います。
4. 成年後見人制度を支えるための市民後見人養成研修を行います。
5. 障がいを理由にした権利侵害や差別、虐待に対する相談を行います。

【09年6月14日設立記念式典】



【09年6月21日 小川典子さんによるチャリティーコンサート】



生活支援に関する事業

1. 成年後見制度その他、この法人の目的を達成するために必要な広報、啓発活動を行います。
2. 成年後見制度に関する相談及び利用の支援を行います。
3. 成年後見人からの相談、情報提供及び地域・関係機関との連携に必要な事務手続きを行います。
4. 日常生活に関する法律行為の代理や、事務手続きを行います。



親は必ず子どもより何十歳も年上であるので、親が先立つことになることはいわば自然の成り行きだからなのです。子が親をお世話するパターンが多いご高齢者の介護のケースと、障がい者を介護するケースとはこの点が大きく異なるとはよく言われることです。

この“親亡き後”の問題は、親がいなくても障害があっても地域で安心して暮らしていける社会の形成にあります。

その意味では「入所施設」に入所することのみが解決の糸口ではなく、グループホームで暮らすことや、地域の支援を受けながら一人暮らしできるよ

になる事も大切だと思います。

地域で安心して暮らす選択肢を広げること、それを親が元気なうちに形を作っていくこと。これが私たち親の使命ではないでしょうか。

とにかく、また一つ私たちの活動が具体的にスタートしましたので、ご報告させていただきました。

今後は、「市民後見人」の養成を含め当法人に理解と協力をしてくださる多くの人を集める活動に力を入れていかなくてはなりません。

皆様のご協力を心よりお待ちしておりますので、お力をお貸しください。よろしくお願いいたします。

お知らせ



| | |
|-----|------------------------------------|
| 日 時 | 11/16(火) 10時～12時 |
| 場 所 | 溝の口駅下車徒歩8分イトーヨーカドー付近 福祉施設ちどり |
| 内 容 | 第4回連続学習会「自閉症」とは？ 講師：川崎市自閉症協会 明石 洋子 |
| 主 催 | NPO かわさき障がい者権利擁護センター |

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 2011年 1/19(水) 10時～12時 |
| 場 所 | 溝の口駅下車徒歩8分イトーヨーカドー付近 福祉施設ちどり |
| 内 容 | 第5回連続学習会「肢体不自由」とは？ 講師：川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 石橋 吉章 |
| 主 催 | NPO かわさき障がい者権利擁護センター |

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 日 時 | 2011年 2/15(火) 10時～12時 | 予定 |
| 場 所 | 溝の口駅下車徒歩8分イトーヨーカドー付近 福祉施設ちどり | |
| 内 容 | 成年後見制度とは？ 講師：専門家(司法書士・弁護士・社会福祉士) | |
| 主 催 | NPO かわさき障がい者権利擁護センター | |

第2回成年後見制度等に関するアンケートにご協力ください

二年前に実施させて頂いた「成年後見制度」のアンケートでは大変お世話になりました。今回は、あおぞら共生会が行う独立行政法人福祉医療機構の助成事業により実施します。成人だけでなく、児童も対象として「権利擁護」としての「成年後見制度」の活用をはじめて行きたいと思っています。まだまだ普及には至らず、権利擁護としても問題もありますが、活用するのは私たち自身です。皆さんと一緒に障がい者の権利擁護を進めて行きたいと思っておりますのでぜひアンケートにご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

財政や保険などの情報を収集して、当NPO法人の運営や方向性を検討したいと思っています。更にNPO構成5団体会員対象に実践する「アンケート」（11月開催）の結果を集計しながら、かわさきのニーズを把握し、「成年後見制度」を使わないでも親亡き後も生きていけるような仕組みも考えたいと思っています。

「自分らしく生きる」を支援していくシステムを作りたいと願っています。支援の客体でなく主体ですね。自分らしく生きる基本は、自分が何をしたいか、すなわち鍵は、「自己決定」です。成年後見制度の「後見類型」は後見人が本人代わって意志を代行する「代行決定」となり、知的障害者にとって、永い人生において本人の意思を確認しないでいいこの制度は人権侵害になってしまう恐れもあります。

地域で暮らす「権利擁護」としての仕組み
本人の気持ちに寄り添うには、長期にじっくり付き合う、信頼関係を作る、支援方法を工夫する（支援のスキルの獲得）等々、時間と労力がかかります。

知的障害者にとっては、認知症になった高齢者と違って、親に親権がなくなった20歳以降平均寿命までの長期間になり、報酬の面でも財力がなく、支援も「財産管理より身上監護」が大になります。現行の「成年後見制度」は、この点において使い勝手が悪いように思えます。知的障害のある人の権利擁護は、市民後見人をはじめ地域住民が行い、必要に応じて、弁護士や司法書士や社会福祉士等専門家の登場を仰ぐと言うような仕組みがいいと思います。「市民後見人」と言う言葉が、「地域づくり・町づくり」のキーワードとして、「地域を耕し、心を耕す」機会になればと思っています。5つの親の会が設立した当法人の活動は、全国的にも前例のない運動ですが、現行の仕組みで実践しながら、課題を整理し、真のニーズを把握して、「親亡き後も安心して暮す」仕組みに、地域住民の協力は不可欠ですから、地域の方々への啓発普及活動をして行きましょう。御理解御支援を心より願っています。



いても先に他界することもありうるのだ)としたい。

- ③ 親がまだ元気なうちに、親と法人が共同で後見していけば、いろいろなことが伝えられ、かつ両方の経験が活かせていけて、“親亡き後”のみならず今日現在からの後見を本人にとってより望ましいものにできると思う。
- ④ その法人としては、五つの障がい者の親の会とそれをサポートする専門職が設立した当法人こそが適しているであろう。として、当法人と相談の上、この複数後見での申立を行いました。

障がいのある子どもを持ち、その世話をしている親が気になっていることの中の一つは、「自分達親が先立ってしまったらこの子は誰に世話をしてもらおうことになるのだろう」ということであります。

この法人に期待しています!

NPO法人かわさき障がい者権利擁護センターへの思い

弁護士 大石 剛一郎

行って、自己決定制限の危険のことを十分に慮りながら、権利擁護のことを現実的・具体的に考えていく、というアプローチは「有り」だと思う。

- 1. 成年後見制度は本当に権利擁護のための制度なのかどうか。私は実は、このことについては、少なからず疑問を持っている。どう取りつくりしてみても、成年後見制度は、本人のことを本人以外の人が決めてしまうことになる制度であり、自己決定を制限する制度という側面を否定することはできない、と思うからである。
- 2. しかしながら、年金を勝手につかわれる、消費者被害に遭い続ける、虐待・権利侵害のような生活状態から抜け出せない、適切な福祉サービスを確保できず不安定な状態になっている、などといった危険・不都合から本人を守るためには、成年後見制度を利用することが有効なケースは確実にある。このことも否定しがたい。その意味では、成年後見制度が本人の権利擁護に資するケースもあることは事実である。そのような危険・不都合に対する予防装置としてうまく利用できるのであれば、成年後見制度を活用する意義は確実にあるだろう。問題は、そのようにうまく利用・活用できるか、にかかっている。
- 3. NPO法人かわさき障がい者権利擁護センターは、地域で生きるための権利擁護活動を広く行おうとする団体であり、成年後見制度利用普及のための団体ではない。成年後見制度には、冒頭に述べたような自己決定制限の要素(権利擁護に反する要素)もあるので、そのことに十分に注意する必要がある。
- 4. しかし、逆にそのような要素をふまえて、成年後見制度をどのように活用すべきか・活用できるか(あるいは、利用しないで権利擁護を実現する方法はないのか)という入口から入って

そして、身体・精神・知的障害等の障害のある人の家族団体が結集したNPO法人かわさき障害者権利擁護センターは、そのようなアプローチに非常に適している、と思っている。何故なら、障害のある人の家族は、本人の地域生活における多様なニーズや危険を目の当たりにし、肌でそれを感じている一方で、本人の自己決定を制限しやすい微妙な立場に常に立っている、という要素を多かれ少なかれ持っている「当事者」だからである。そのような「当事者」の立場に立っている人たちが集まって、それぞれの多様な知恵と経験を出し合っ、(自己決定を制限する要素をはらむ)成年後見制度の利用・活用(あるいは利用しない道を模索する)という視点から、本人の権利擁護を考えていく、ということは、非常に有意義だと思う。そして、そのような活動に参加・協力させていただけることは、とてもありがたいことだと思っている。



かわさき障がい者権利擁護センターが法人成年後見人に選任されました

川崎市重症心身障害児(者)を守る会S・Y

当特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター(以下「当法人」)は、7月2日横浜家庭裁判所川崎支部の審判により、成年後見人に選任されました。

今回のケースは、本人(被後見人)は39歳になる重症心身障がい者(重度の知的障がいと身体障がいを併せ持つ障がい者)で、その父親が申立人となり、申立人本人と当法人とを成年後見人候補者として後見開始の申立を行ったものです。

また、申立の通り、申立人本人も成年後見人に選任されましたので、親族後見人と法人後見人の複数後見がスタートするということになりました。この申立人である父親は、自分が高齢期に差しかかってきたので、

- ① “親亡き後”の備えとして子どもの後見人を今から誰かにお願いしておきたい。
- ② それは永続していく法人(個人では決めてお

NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター に期待できること



社会福祉士 荒井敬八

成年後見制度の最大の改革は「複数後見人と法人後見が可能」になったことで、NPO かわさき障がい者権利擁護センター(以下 NPO.KSKC)が設立された意義は大きな期待が寄せられます。

今回第1号のNPO.KSKCによる法人後見人と家族後見人との複数後見人による選任の審判が家裁より通達があり、後見開始に至ったご連絡を頂きました。早急に複数後見人(家族後見人と法人後見人)によるNPO.KSKCの具体的制度を立ち上げる必要があると共に、当NPO社員(構成団体)に複数後見人制度のメリットについて理解することが重要です。

第1のメリットは、家族とともに専門家によるアドバイスのため、よりよい支援ができる。

第2のメリットは、家族(親など)が認知症などにより判断が出来なくなったとき、即時法人後見人が支援できる。

第3のメリットは、家族(親など)の任意後見制度活用について法人後見人の支援を受けられる。

第4のメリットは、市民後見人制度の充実により、法人後見の多様性が生かされる。

など、NPO.KSKCの活用について分かり易い説明があると理解が深まるものと思います。



補足

第3のメリットの任意後見制度と法人後見制度について。

任意後見契約の形態

1. :基本形 認知症などで判断能力が低下し、自己決定が困難な状態になったとき、後見監督人が選任されて契約が発生する。
2. :契約移行型 判断能力が低下する前から、複数後見人である法人後見人と随時、身上配慮について任意委任契約しておく。

高齢の家族後見人が2の契約移行形の任意後見契約を締結することは「親亡きあと」の被後見人に安全・安心をもたらす有益なことと思います。

広報誌の名称を募集します

活動間もない団体ですが、ようやく皆さんに広報紙を出すことが出来ました。

今後も活動をお知らせするために年二~三回程度の発行を目指しています。

今回は記念すべき「創刊号」なのですが、広報紙の名称については良い案が出ませんでした。

そこで、親しみやすい名称を皆さんから募集して決めようということになりました。

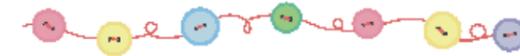
どうか、この法人に合う名称を広報紙のタイトルとして付けてください。

e-mail : takashi3@agate.plala.or.jp

携帯電話 080-1106-3548 まで

よろしくお願いします。

障害のある人の権利擁護の課題と親を含めた市民が見守る仕組み作りを



かわさき障がい者権利擁護センター副理事長 明石洋子

こどもから教えられたこと

わが子は知的障害を持つ自閉症で、11月に38歳になります。わが子が障害児とわかったとき、「不幸な子を持つ不幸な親」と絶望しました。しかし身体障害者の方から「自分たちは不幸な存在ではない。哀れみや同情はいらない。正しく理解し、できない部分を支援して欲しい」と言われ、当事者の気持ちを知りました。障害が不幸と思えたのは、障害を理由に生きる場が狭まれているからあり、普通の人と同じように豊富な選択肢があれば決して不幸な人生ではないことも知りました。またわが子を不幸な存在と思いまわりの同情を買うように振舞うことが、差別や偏見を招いていると、当事者から教えられました。

ノーマライゼーションの理念も当事者性も、私の障害者感を根底から代え、まさに「目からうろこ」でした。親が差別する主体になってはいけないと決心しました。生きる場がないという不幸な存在にしないために、「地域の中で選択肢を広げよう」と決心し、自閉症の息子とともに、地域に飛び出しました。地域に出ないと、何がバリアーか分かりません。また自分自身の経験からも、差別や偏見、同情、哀れみは「知らない」から起きると思いました。知らないと不安なので近寄らない、そして「障害者は哀れみの対象」と誤解をしてしまう。とにかく知ってもらうこと。地域の人々と少しでも多く触れ合う場をと、わが子の成長に合わせて、療育、保育、教育、さらに「欲しいサービスがないなら作ろう!」と、日中活動の場、暮らしの場、地域生活支援の仕組みづくりと、地域に溶け込んだ小さな場を作って行きました。キーワードの「地域で生きる」と「本人主体」の実践を積み重ねてきました。

「成年後見制度」の活用

さて「親亡き後これで安心か」と考えた時、保護管理されている入所施設と違って、地域はリスクが大で、虐待や犯罪被害等の事件を見聞きする度に、

不安が募ります。親亡き後も安心して、住みなれた地域であたり前に暮らすには、権利擁護の仕組みがもっとも重要となります。

福祉が「措置から契約」になった今、自分で介護サービスを契約することができるのでしょうか?否です。不利益な契約であってもよく判断ができず契約を結んでしまい、悪徳業者の被害にもあいかねません。親が子どものためにお金を残しても、その財産管理など全く不可能です。

そのような判断能力が不十分な人を保護し支援する制度が、「介護保険制度」導入と同時に成立した「成年後見制度」、親亡き後の安心のためのシステムのひとつですが、現行の「成年後見制度」は判断能力に乏しい知的障害者のためには使い勝手が悪く、ややもすると障害者本人の意思を無視する可能性もあることを知り、どのような権利擁護の仕組みが必要か、親が元気なうちに考えたと思いました。



NPOかわさき障がい者権利擁護センターの運営委員会(平成22年10月18日までに15回)で運営方針等を検討しながら、私が担当する第3部会の「権利擁護支援センター」では、2ヶ月に一度の会議を開いています。とにかく実践しないと見えてこないもので、4人の知的障害者(精神障害、発達障害、身体障害等を併せ持つ)をモデルに「親亡き後も安心して自分らしく暮らす」ための権利擁護の仕組みづくりを検討しています。後見・保佐・補助の3類型での成年後見の「申し立て」を実践して、障害者における「成年後見制度」の現状と支援内容等の課題を分析しながら、仕組みを作りたいと思っています。

また先駆的な「市民後見・法人後見」等を行っている国内の権利擁護センターを視察し、法人概要や地裁との関係、行政や社協との関係、地域との関係、